

643. リンコマイシン(LINCOMYCIN)

リンコマイシン(LINCOMYCIN)

644. ルフェヌロン (LUFENURON)

ルフェヌロン(LUFENURON)

645. レバミゾール(LEVAMISOLE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	建国	E U	N Z	類型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	建国	E U	N Z	類型
米(玄米)												みかん											
小麦												なつみかんの外果皮											
大麦												なつみかんの果実全体											
ラ・麦												レモン											
ラ・モニ												オレンジ(オーブルオレンジを含む)											
そば												グレープフルーツ											
上記以外の穀類												ライム											
大豆												上記以外のかんきつ類果実											
小豆類												りんご											
えんどう												日本なし											
そら豆												西洋なし											
かわせい												マルメロ											
上記以外の豆類												びわ											
ばれいしょ												もも											
さといしょ類(やつがしらを含む)												スクタリン											
かんしょ												あんず(アノリコットを含む)											
やましょ(長いもをいう)												すもも(ブルーンを含む)											
こんじょくいも												うめ											
上記以外のいも類												おうとう(チエリーを含む)											
てんさい												いちご											
さとうきび												ラズベリー											
だいこん類(ラティッシュを含む)の根												ブラックベリー											
だいこん類(ラティッシュを含む)の葉												ブルーベリー											
かぶ類の根												クランベリー											
かぶ類の葉												ハックルベリー											
かわさき												上記以外のベリー類果実											
ブドウ												ぶどう											
グレイン												かき											
はさい												バナナ											
キャベツ												ギイナー											
ブロッペツ												ハイイヤ											
ケール												アボガド											
こまつな												バインアップル											
きょうな												グアバ											
アーモンドサイ												マンゴー											
カリラワー												バシジョンフルーツ											
ブロッコリー												なつめやし											
上記以外のあぶらな科野菜												上記以外の果実											
セロ												ひまわりの種子											
サルシマー												ごまの種子											
アーティチョーク												べにはなの種子											
コロ												緑茶											
ニンタイフ												なたね											
しゅんぎく												上記以外のオイルシード											
レタス(サラダ葉及びちしゃを含む)												ぎんなん											
上記以外のきく科野菜												くり											
アスパラガス												ベカソ											
わけぎ												アーモンド											
上記以外のゆり科野菜												くるみ											
にんじん												上記以外のナッツ類											
バースニップ												茶											
ハセリ												コーヒー豆											
ホウリ												カカオ豆											
みづは												ホップ											
上記以外のセリ科野菜												牛の肉(筋肉)	0.01	現行	0.01
マート												豚の肉(筋肉)	0.01	現行	0.01
ニーマン												羊の肉(筋肉)	0.01	現行	0.01
なす												馬の肉(筋肉)	0.06	海外		0.1	0.01	5-/					
上記以外のなす科野菜												鹿の肉(筋肉)	0.06	海外		0.1	0.01	5-/					
きゅうり(カーリングを含む)												山羊の肉(筋肉)	0.06	海外		0.1	0.01	5-/					
かぼちゃ(スカッシュを含む)												兔の肉(筋肉)	0.06	海外		0.1	0.01	5-/					
しろり												トナカイの肉(筋肉)	0.06	海外		0.1	0.01	5-/					
かわ												上記以外の陸棲哺乳類の肉(筋肉)	0.06	海外		0.1	0.01	5-/					
パン												牛の肉(脂肪)	0.01	現行	0.01
パン類果実												豚の肉(脂肪)	0.01	現行	0.01
まわうり												羊の肉(脂肪)	0.01	現行	0.01
上記以外のうり科野菜												馬の肉(脂肪)	0.01	海外		0.01	5-/						
まづれんそう												鹿の肉(脂肪)	0.01	海外		0.01	5-/						
たけのこ												兔の肉(脂肪)	0.01	海外		0.01	5-/						
おぐら												トナカイの肉(脂肪)	0.01	海外		0.01	5-/						
かぶ												上記以外の陸棲哺乳類の肉(脂肪)	0.01	海外		0.01	5-/						
未成熟えんどう												牛の肝臓	0.1	現行	0.1
未成熟いんげん												豚の肝臓	0.1	現行	0.1
えだまめ												羊の肝臓	0.1	現行	0.1
パンフルーム												馬の肝臓	0.6	海外		0.1	5-/						
じいたけ												鹿の肝臓	0.6	海外		1	0.1	5-/					
上記以外のきのこ類												山羊の肝臓	0.6	海外		1	0.1	5-/					
上記以外の野菜												兔の肝臓	0.6	海外		1	0.1	5-/					
												トナカイの肝臓	0.6	海外		1	0.1	5-/					
												上記以外の陸棲哺乳類の肝臓	0.6	海外		1	0.1	5-/					

レバミゾール(LEVAMISOLE)

646. ロキサルソン(ROXARSONE)

口キサルソン(ROXARSONE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Code x	米国	豪州	建国	EU	NZ	類型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Code x	米国	豪州	建国	EU	NZ	類型
牛の腎臓												なます											
豚の腎臓												上記以外の淡水魚											
羊の腎臓												サケ											
馬の腎臓												マメ											
鹿の腎臓												上記以外の鮑類											
山羊の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚											
兎の腎臓												海水魚											
トナカイの腎臓												蛭類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												ロブスター											
牛のその他の内臓等												サリガニ											
豚のその他の内臓等												上記以外の甲殻類											
羊のその他の内臓等												牡蠣											
馬のその他の内臓等												アワビ											
鹿のその他の内臓等												上記以外の魚介類											
山羊のその他の内臓等												上記以外の動物											
兎のその他の内臓等												蜂蜜											
トナカイのその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳																							
羊の乳																							
山羊の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳(脂肪)																							
羊の乳(脂肪)																							
山羊の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の肉(筋肉)	0.5	海外										0.5				5-1							
あひるの肉(筋肉)																							
七面鳥の肉(筋肉)	0.5	海外										0.5				5-1							
うずらの肉(筋肉)																							
がちょうの肉(筋肉)																							
雉の肉(筋肉)																							
いわしやこの肉(筋肉)																							
上記以外の家禽の肉(筋肉)																							
鶏の肉(脂肪)																							
あひるの肉(脂肪)																							
七面鳥の肉(脂肪)																							
うずらの肉(脂肪)																							
がちょうの肉(脂肪)																							
雉の肉(脂肪)																							
いわしやこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓	2	海外										2				5-1							
あひるの肝臓																							
七面鳥の肝臓	2	海外										2				5-1							
うずらの肝臓																							
がちょうの肝臓																							
雉の肝臓																							
いわしやこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
あひるの腎臓																							
七面鳥の腎臓																							
うずらの腎臓																							
がちょうの腎臓																							
雉の腎臓																							
いわしやこの腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
あひるのその他の内臓等																							
七面鳥のその他の内臓等																							
うずらのその他の内臓等																							
がちょうのその他の内臓等																							
雉のその他の内臓等																							
いわしやこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵	0.5	海外										0.5				5-1							
七面鳥の卵	0.5	海外										0.5				5-1							
上記以外の家禽の卵	0.5	海外										0.5				5-1							

647. ロベニジン(ROBENIDINE)

ロベニジン(ROBENIDINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Code x	米国	豪州	建国	EU	NZ	類型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Code x	米国	豪州	建国	EU	NZ	類型
牛の腎臓												なます											
豚の腎臓												上記以外の淡水魚											
羊の腎臓												サケ											
馬の腎臓												マメ											
鹿の腎臓												上記以外の鮑類											
山羊の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚											
兎の腎臓												海水魚											
トナカイの腎臓												蛭類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												ロブスター											
牛のその他の内臓等												サリガニ											
豚のその他の内臓等												上記以外の甲殻類											
羊のその他の内臓等												牡蠣											
馬のその他の内臓等												アワビ											
鹿のその他の内臓等												上記以外の魚介類											
山羊のその他の内臓等												上記以外の動物											
兎のその他の内臓等												蜂蜜											
トナカイのその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳																							
羊の乳																							
山羊の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳(脂肪)																							
羊の乳(脂肪)																							
山羊の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の肉(筋肉)	0.1					0.1		0.1			2	6											
あひるの肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
七面鳥の肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
うずらの肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
がくうの肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
雉の肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
いわしやこの肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
上記以外の家禽の肉(筋肉)		2	海外								2	5-1											
鶏の肉(脂肪)	0.2	海外				0.2		0.2				5-1											
あひるの肉(脂肪)																							
七面鳥の肉(脂肪)																							
うずらの肉(脂肪)																							
がくうの肉(脂肪)																							
雉の肉(脂肪)																							
いわしやこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓	0.1	海外				0.1		0.1				5-1											
あひるの肝臓																							
七面鳥の肝臓																							
うすらの肝臓																							
がくうの肝臓																							
雉の肝臓																							
いわしやこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の脳	0.1	海外				0.1		0.1				5-1											
七面鳥の脳																							
うすらの脳																							
がくうの脳																							
雉の脳																							
いわしやこの脳																							
上記以外の家禽の脳																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
うすらの卵(卵黄)																							
がくうの卵(卵黄)																							
雉の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

* 鶏の肉(脂肪)等との関係及び外国基準の間に大きな差があることから、鶏の肉(筋肉)の暫定基準値について
0.1ppmを採用することとする。

では、